

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
公益社団法人土木学会	論文掲載料(水工学論文集 第64 巻)	210,000		令和1年11月29日 令和1年12月13日		公社	国所管
公益社団法人日本道路協会	学会等参加料(第33回日本道路会 議)	120,000		令和1年12月13日 令和1年12月26日		公社	国所管
公益社団法人日本材料学会	論文掲載料(材料Vol.69)	300,520		令和2年2月12日 令和2年2月14日		公社	国所管
公益社団法人砂防学会	論文掲載料(砂防学会誌Vol.72)	210,000		令和2年2月14日		公社	国所管
公益社団法人土木学会	論文掲載料(土木学会論文集 Vol.76)	147,200		令和2年3月27日		公社	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。